



一般財団法人

公立学校共済組合友の会

団体傷害保険

傷害総合保険



加入後は
年齢制限
なし

BW型なら
日常のケガ
のほか地震等
によるケガも補償

年齢に
かわらず
同一の
保険料

個人賠償
責任補償等の
特約
もセット可能
(条件あり)

申込締切日
令和7年12月31日

保険
期間

令和8年5月1日(午後4時)から
令和9年5月1日(午後4時)まで

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降の保険始期契約について、傷害総合保険の保険料及び補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをお読みください。

【継続加入の方は、同封のご案内文書もご確認ください。】

年齢に関係なく同一の保険料で日常生活でのご自身の「ケガ」や相手への賠償事故を手厚くサポート！

保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%適用

基本補償 傷害総合保険		個人型	ご自身の おケガを補償	BW型	天災危険 補償特約 セット	B型			
補償内容と保険料(一口あたり)				●日常のケガ ●一般的な交通事故 ●地震等によるケガ		●日常のケガ ●一般的な交通事故			
被 保 険 者				本人または配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、同居の親族のうち記名して被保険者に指定された方					
保 険 金 額 (一口あたり)	死亡・後遺障害保険金※1			100万円		100万円			
	入 院 保 険 金 日 額			2,330円		2,200円			
	手 術 保 険 金※2			< 重大手術の場合 > 入院保険金日額の40倍 < 重大手術以外の場合 > 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の 5 倍					
	通 院 保 険 金 日 額			1,950円		1,650円			
加 入 口 数 限 度				あわせて 6口 まで					
保 険 料 (年 額)				7,520円		6,350円			

※1 後遺障害等級表第1級～第7級のみお支払対象となります。 ※2 一部の軽微な手術は対象外となります。

●新規加入は、補償開始日時点(令和8年5月1日)で満74歳までの方が対象です。

●保険料は、被保険者本人の職種級別が事務職等A級の場合の保険料です。A級以外の場合にはご加入できません(詳しくは12ページをご覧ください。)

手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット

プラス 公立学校共済組合友の会会員(加入者)が、**基本補償** にご加入いただきますと、ご希望に応じて **以下のいずれか1つの 特約** をセットすることができます。ただし、**特約のみでのご加入はできません**。
※公立学校共済組合友の会会員(加入者)以外の方は、特約をセットできません。

特 約 相手への 賠償責任等 を補償		X型		Z型	
補償内容と保険料(一口のみ加入可能)		●個人賠償責任補償		携行品バック個人型 ●携行品損害補償 ●個人賠償責任補償	
被 保 険 者		※		携行品損害	本人(注)
保険金額	個 人 賠 償	1事故あたり 3億円		個人賠償	※
	携 行 品 損 害	—		1事故あたり 3億円	
加 入 口 数 限 度		30万円 (自己負担額1事故につき3,000円)			
保 険 料 (年 額)		1,480円		3,020円	

(注)「本人」とはこの団体傷害保険に加入された公立学校共済組合友の会会員(加入者)です。

※個人賠償責任補償の被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりです。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- ① 本人(公立学校共済組合友の会会員)
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。

<補償対象となるケガの事例と補償の型>

基本補償 傷害総合保険 個人型			
日常のケガ	次のようなケガを補償します。 ●料理中にヤケドをした ●歩行中転倒してケガをした ●階段からの転落でケガをした ●海外旅行中にケガをした など 詳しい内容は、6・7ページに記載	 階段から落ちてケガをした	BW型 B型
一般的な交通事故	次のようなケガを補償します。 ●車にはねられてケガをした ●交通乗用具（電車・自動車・原動機付自転車・自転車 等）との衝突・接触等の交通事故 ●駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ●交通乗用具の火災 ●交通乗用具に搭乗中*の事故 など ※正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。 詳しい内容は、7ページに記載	 車にはねられてケガをした  自転車で転倒してケガをした	BW型 B型
地震等によるケガ	次のようなケガを補償します。 ●地震によりケガをした ●噴火によりケガをした ●地震・噴火による津波でケガをした など 詳しい内容は、7ページに記載	 地震が原因で家の中のタンスが倒れてケガをした	BW型



特 約			
個人賠償責任※	日本国内・国外において、被保険者が誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合、相手方に支払わなくてはならない賠償金や、万一訴訟になった時の弁護士費用等を補償します。 詳しい内容は、8・9ページに記載	 買い物中に誤って商品を壊した	X型 Z型
外出先での携行品の損害	偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。 <ご注意> お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。 詳しい内容は、8・9ページに記載	 旅行中にカメラが落ちて壊れた	Z型

- 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 保険金のお支払方法等重要な事項は、5ページの「この保険のあらまし（ご契約概要のご説明）」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

※個人賠償責任補償特約は自転車賠償事故も補償します

交通事故の件数は全体として年々減少傾向にありますが、そのうち「自転車事故」の割合は増加傾向です。令和6年の「自転車乗車中の死傷者数」は65,481人で、これは交通事故全体における死傷者数の18.9%を占めています*。自転車事故は、被害者になることもあれば加害者になることもあり得ます。友の会団体傷害保険の基本補償での「ご自身のケガへの補償」に加え、個人賠償責任補償特約をセットすれば、高額賠償の事例もある加害事故への備えにもなります。

（*）警視庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」より

高額賠償判決認容額**と事故の概要（自転車での加害事故例）

9,330万円

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、バトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。（高松高等裁判所 令和2年7月22日判決）

（**）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人日本損害保険協会（自転車事故と保険）

個人賠償特約のセットでさらに

同居のご家族、
別居の未婚の
お子さまも補償対象

（補償の対象となる方
についてはP2を参照）

「示談交渉サービス」
が利用可能
（ただし日本国内のみ）



1事故
3億円まで

友の会団体傷害保険6つの特長

日本国内・国外問わず
日常生活の
「ケガ」を幅広く補償します。

地震・津波による
ケガも補償します。
(BW型のみ)

その
1

新規加入は
満74歳まで
(医師の診査は不要)
ご加入後の
年齢制限は
ありません。

その
2

保険料は
4月の年金から1年分
を一括して差し引きます。

ご加入の翌年から
1年毎の自動更新
となります。

その
3

会員のご家族の方
だけでも
加入できます。



その
4

手頃な保険料で
個人賠償責任や
携行品損害を
補償する特約を
セットできます。
(条件あり)

その
5

無料で電話相談
「SOMPO 健康・生活
サポートサービス」※
が利用できます。

その
6

※「SOMPO 健康・生活サポートサービス」SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

主なサービスメニュー

●受付時間 24時間・365日

●無料電話相談サービスの電話番号は、4月下旬頃に発送する被保険者証に記載しています。

① 健康・医療相談サービス		⑤ 介護関連相談サービス	
病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。		介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。	
② 医療機関情報提供サービス		⑥ 法律・税務・年金相談サービス(予約制)	
ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などを提供します。		一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、司法書士、税理士または社労士が電話でお応えします。	
③ 専門医相談サービス(予約制)		⑦ メンタルヘルス相談サービス	
より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。		【利用時間】 平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00 ※日・祝日・年末年始(12/29・1/4)はお休みとさせていただきます。 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。	
④ 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス		⑧ メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス	
人間ドック 紹介・予約	全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。	ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。 団体傷害保険被保険者証(令和8年5月1日からの契約)のご案内欄に、SOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号を記載しています。 ストレスチェックのURL・ログインIDは、お電話にてご照会ください。	
PET検診 紹介・予約	がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。		
郵送検査 紹介	ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。		

保険ご加入者向けサービス

ストレスチェックはこちら

ログイン

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。(注7)応対者の指名はできません。(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為やその他医療行為を提供するものではありません。

新規加入は、補償開始日時点(令和8年5月1日)で満74歳までの方が対象です。

「加入申込書」に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

ご記入にあたっては本パンフレットの記載事項を十分ご確認ください。記入例は「加入申込書」の裏面に記載しています。

※すでにご家族のうちおひとりでもご加入いただいている場合は、下の「すでにご加入されている方」となります。

※友の会会員の方が満75歳を過ぎても、74歳以下のご家族の方は被保険者としてご加入いただけます(特約へのご加入はできません。)

保険料等の改定がありますので同封の「変更届出書」とご案内文書を必ずご確認ください。

「変更届出書」には現在の「加入型・口数」に応じた改定後の保険料・保険金額を印字しています。

記載の内容で継続をする場合

「変更届出書」のご提出は不要です。記載の保険料・保険金額で自動継続されます。

記載の内容の変更や解約をする場合

(例) ●住所・電話番号等の「変更」や「追加」 ●被保険者の「追加」や「削除」 ●「型」や「口数」の変更 ●継続せずすべて「解約」 等 } 左記のほか、提出が必要な場合については同封の「ご案内文書(黄色)」をご覧ください。

「変更届出書」に必要事項をご記入いただき、必ず「加入者ご署名またはご捺印欄」にご署名またはご捺印のうえ、1枚目「提出用」と2枚目「取扱代理店控」を同封の返信用封筒にてご返送ください。

「変更届出書」のご記入にあたっては本パンフレットおよび同封のご案内文書の記載事項を十分ご確認ください。

記入例は「変更届出書」の裏面に記載しています。

保険金の請求状況等によっては、ご継続をお断りすることがあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下、同様とします。)にも、本パンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族にもご契約内容をお知らせください。】

●この保険のあらまし(ご契約概要のご説明)●

■商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者: 一般財団法人公立学校共済組合友の会

■保険期間: 令和8年5月1日午後4時から
令和9年5月1日午後4時まで(1年間)

■申込締切日: 令和7年12月31日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 公立学校共済組合友の会会員(公立学校共済組合の年金受給者または年金待機者等)

●被保険者:

公立学校共済組合友の会会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)の方が、被保険者としてご加入いただけます。

ご加入いただける被保険者(例)

型	ご加入いただける方	会員と同居	会員と別居
基本補償 個人型 BW型 B型	会員本人	—	—
	会員の配偶者	○	○
	会員の子供	○	○
	会員の子供の配偶者	○	○
	会員の両親	○	○
	会員の配偶者の両親	○	○
	会員の兄弟・姉妹	○	○
	会員の配偶者の兄弟・姉妹	○	○
特約* X型 Z型	会員の孫	○	×
	会員本人	—	—

※友の会会員のみ、個人型(BW型またはB型)にセットしてお申込みいただけます。

特約の被保険者(保険の対象となる方)の範囲については2ページに記載しております。

【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります(すでにご加入の方にかぎりません。このプランへの新規でのご加入及び変更はできません。)

※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お手続き方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、友の会までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名またはご捺印のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した変更届出書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です(自動更新)。
	ご加入プランを変更するなど、前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「変更届出書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	「変更届出書」の全員脱退欄に○をつけ、ご署名またはご捺印のうえ、ご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ変更届出書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、12ページの職種級別表をご確認ください。

●お支払方法: 保険料は令和8年4月定期支給の公立学校共済組合の年金支給額から差し引きします。年金から差し引けなかった場合は、別途払込用紙をお送りしますので、郵便局から期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合は保険始期に遡り、解約となります。

●中途脱退: 保険期間の途中でこの保険から脱退(解約)される場合は、友の会までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、あわせてご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■被保険者証《団体保険加入者カード(加入者証)》の発送時期:

●保険料を年金から差し引くことができた方:

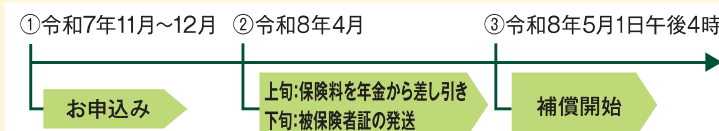
令和8年4月下旬発送予定

●保険料を年金から差し引くことができず払込みいただいた方:

令和8年5月下旬発送予定

※この保険は、所得税等の保険料控除の対象にはなりません。

■お手続きの流れ



● 用語のご説明 ●

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html)
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{*1} および同性パートナー ^{*2} を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦とは認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦とは認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性のパートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

● 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) ●

【傷害総合保険 夫婦型(AW型/A型)・傷害総合保険 個人型(BW型/B型)】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^{*}をされた場合等に、保険金をお支払いします。
※「ケガ」には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日 以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日 以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% [*] ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(42\%^{*} \sim 100\%)}$ ※後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)をセットしています。「労働者災害補償保険法」に準拠した後遺障害等級表の第1級～第7級に掲げる後遺障害のみが対象になります。後遺障害等級表は、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し 30日 [*] を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(30日}^{\ast}\text{限度)}$ ※入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} ②先進医療に該当する手術 ^{*2} $\text{手術(重大手術}^{\ast 3}\text{以外)}$ $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ $\text{重大手術}^{\ast 3}$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の 40倍 の額を手術保険金としてお支払いします。 ※1以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 ※2先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 ※3「重大手術」とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。)②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)③四肢切断術(手指・足指を除きます。)④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

●補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)● (続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合
傷害(国内外補償)		事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日^{*1}を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日^{*1}限度) ^{※1} 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^{*2}を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 ^{※2} ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
	通院保険金	
保険金をお支払いできない主な場合		
傷害(国内外補償)		①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^{*1}を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^{*2}のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

- ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
- ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【傷害総合保険 夫婦型(交通傷害危険のみ補償)(C型)・傷害総合保険 個人型(交通傷害危険のみ補償)(D型)】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^{*}をされた場合等に、保険金をお支払いします。

※「ケガ」には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中^{*}の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

※正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。に)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	(6・7ページ)【傷害総合保険 夫婦型(AW型／A型)・傷害総合保険 個人型(BW型／B型)】と同じです。
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	
	通院保険金	
保険金をお支払いできない主な場合		
傷害(国内外補償)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など	

●補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)● (続き)

【個人賠償責任補償(X型/Y型/Z型)・携行品バック 夫婦型(Y型)・携行品バック 個人型(Z型)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内外補償) 個人賠償責任(注)	日本国内または国外において、被保険者※1が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者※1の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)※2を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等※3を運行不能にさせた場合 ※1 この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の同居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ※2 次のものは「受託品」に含まれません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●データやプログラム等の無体物 ●漁具 ●1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ●不動産 など ※3「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両※1、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●置き忘れ※2または紛失 ●詐欺または横領 ●雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など ※1 次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車※3および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 ※2 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 ※3 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

●補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)● (続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
物の損害の補償(国内外補償) 携行品損害(注)	偶然な事故により携行品※1に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額※2を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 ※1 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 ※2 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ● 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ● 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ● 動物、植物等の生物 ● 自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ● 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ● 漁具 ● 預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ● クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ● ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など
	保険金をお支払いできない主な場合 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ⑩置き忘れまたは紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など ※保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約※1が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出ない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください※2。

※1 傷害保険の他、火災保険や自動車保険等にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

※2 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

●その他ご注意いただきたいこと●

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

●ご加入に際して、特に注意していただきたいこと(注意喚起情報のご説明)●

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項※について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- ※「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務(AW型・A型・BW型・B型の場合)

★他の保険契約等※の加入状況

※「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、本保険では死亡保険金受取人の指定はできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険夫婦型(AW型/A型)・傷害総合保険個人型(BW型/B型)の場合】

●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・AW型/A型/BW型/B型では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

● ご加入に際して、特に注意していただきたいこと(注意喚起情報のご説明) ● (続き)

【共通】

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく **12** ページのお問い合わせ先までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ **12** ページのお問い合わせ先までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 友の会から脱退される場合は、必ず友の会にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、**12** ページのお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の**令和8年5月1日午後4時**に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンの保険金請求窓口(**事故サポートセンター:0120-727-110**)までご通知(ご連絡)ください。事故の発生の日からその日を含めて**30日**以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引受けし事故の解決にあたる「**示談交渉サービス**」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
- 同一保険期間内に複数回の事故が発生した場合は、ご請求金額にかかわらず、診断書の取り付け等をお願いする場合があります。**

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書*、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて**30日**以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、友の会にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、**12** ページのお問い合わせ先までお問い合わせください。

● ご加入に際して、特に注意していただきたいこと(注意喚起情報のご説明) ● (続き)

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社	70%
三井住友海上火災保険株式会社	15%
東京海上日動火災保険株式会社	15%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 公立学校共済組合友の会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については**損保ジャパン公式ウェブサイト**
(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。12ページのお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

保険にご加入される皆さまへ

個人情報のお取り扱いについて

一般財団法人公立学校共済組合友の会
個人情報保護管理者 友の会事務局長

- お預かりした個人情報は保険事務遂行のため、損保ジャパンおよび取扱代理店に提供されます。
 - お預かりした個人情報は保険事務遂行のため、外部業者へ委託する場合があります。
 - 申込書にご記入いただく個人情報は、保険加入のための必要事項です。記載もれがありますと、ご加入できない場合がありますのでご注意ください。
 - お預かりした個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは適切に対応させていただきます。なお、お問い合わせの際は、ご照会がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- お問い合わせは、下記の個人情報相談窓口までご連絡ください。
- 〔個人情報相談窓口〕一般財団法人公立学校共済組合友の会事務局 住所：東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル4F 電話：03-6272-3755

● ご加入内容確認事項 ●

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、12ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | ☐ 保険料、保険料払込方法 |
| ☐ 保険金額 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| ☐ 保険期間 | |

もう一度
ご確認ください



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ 9ページに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

● ご加入内容確認事項 ● (続き)

【傷害総合保険夫婦型(AW型/A型)・傷害総合保険個人型(BW型/B型)】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。(A級以外の場合はご加入できません。)

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業
・オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ・プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。	

【傷害総合保険夫婦型(AW型/A型/C型)】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

保険契約者(申込先)

一般財団法人

公立学校共済組合友の会

〒102-0076

東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 4 階

0120-122-169

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。)
(10時から12時まで、13時から16時まで)



取扱代理店

株式会社 若葉共済会

〒102-0076

東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 4 階

03-6380-9501

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。)
(9時から12時まで、13時から17時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 050-3808-5536 ※自動音声での対応となります。

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。9時から12時まで、13時から17時まで)

保険金請求先

保険金をご請求される事由が発生した場合は、ただちに損保ジャパン「事故サポートセンター」までご連絡ください。

事故サポートセンター **0120-727-110** [受付時間] 24時間・365日

● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料> 受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 「被保険者証」は4月下旬にお送りしますので大切に保管してください。なお、6月中旬を過ぎても被保険者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。